

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○令和4年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等 (土木政策課)	1
○令和4年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等 (〃)	2
○道路の区域変更 (道路課)	3
○道路の供用開始 (〃)	4
公 告	
○高知港港湾計画の変更の概要 (港湾・海岸課)	4
入札公告	
○一般競争入札(令和3年度ウイルス対策ソフトライセンスの借入れ)の公告(デジタル政策課)	4

## 告 示

### 高知県告示第170号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に県が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。

令和4年3月4日

高知県知事 濱田 省司

- 一般競争入札に参加する者に必要な資格等
  - 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査(建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を含む。以下「資格審査」という。)をし、高知県建設工事一般競争入札参加資格者登録名簿(以下「資格者登録名簿」という。)への登録を決定した者とする。ただ

し、知事が別に定める様式による建設工事一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。

- なお、資格審査による格付は、行わない。
- 希望する建設工事について建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者
  - 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税(県内に従たる営業所を有する者にあつては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県税を含む。)又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。
  - 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者
  - 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - その他経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者
    - 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
    - 暴力団員等(高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
    - 役員等(法人にあつては代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)をいう。以下同じ。)
    - 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
    - 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
    - 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
    - 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

- 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
- 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
- (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者(建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。)(当該届出の義務がある者に限る。)
- 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
- 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
- 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条
- 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。
  - 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの
  - 資格者登録名簿に登録されている者と他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合
  - 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合
  - 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
  - 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した(会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。)場合
  - 資格者登録名簿に登録されている者と他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合を設立した場合
- (2)のA又はBに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。
- 資格審査の申請の方法
 

資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類(以下「添付書類」という。)を知事に提出しなければならない。

<p>3 申請書等に使用する言語 申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。</p> <p>4 申請書の変更の届出 申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届(様式は、任意とする。)を直ちに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 営業所の名称又は所在地 (2) 商号又は名称 (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項</p> <p>5 資格の取消し 知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。</p> <p>(1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のA及びウからキまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。 (2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。 (3) その資格を辞退したとき。</p> <p>6 資格の再審査 次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。</p> <p>(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)による会社更生手続開始の申立てを行った者 (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者 (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続</p> <p>(1) 資格の有効期間 資格者登録名簿に登録された日から令和5年3月31日までとする。</p> <p>(2) 資格の有効期間の更新手続 (1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、令和5年3月中に令和5年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。</p> <p>8 その他 平成16年8月高知県告示第543号(高知県建設工事競争入札</p>	<p>参加資格審査要綱)、平成17年7月高知県告示第538号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成18年8月高知県告示第556号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成19年8月高知県告示第492号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成22年9月高知県告示第522号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成23年9月高知県告示第642号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成26年9月高知県告示第525号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)及び平成29年3月高知県告示第163号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)若しくは平成18年12月高知県告示第771号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱)、平成19年11月高知県告示第727号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)、平成23年12月高知県告示第798号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)、平成26年12月高知県告示第678号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)及び平成29年3月高知県告示第164号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)に係る参加資格に関する審査の結果、高知県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者又は令和3年3月高知県告示第144号(令和3年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等)に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県建設工事入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から令和5年3月31日までとする。</p> <p><b>高知県告示第171号</b> 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に県が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約(同令第2条第4号に規定する特定役務のうち同号イに規定する建設工事に係る役務の調達のため締結される契約を除く。)に該当するものに係る一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。</p> <p>令和4年3月4日</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等</p>	<p>(1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)をし、高知県測量、建設コンサルタント等一般競争入札参加資格者登録名簿(以下「資格者登録名簿」という。)への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による一般競争入札参加資格審査申請書(測量、建設コンサルタント等業務)(以下「申請書」という。)を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。</p> <p>ア 資格審査を申請する業務について、法律上必要な資格を受けていない者</p> <p>イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税(県内に従たる営業所を有する者にあっては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県税を含む。)又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 測量業務にあっては、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の登録を受けていない者</p> <p>エ 土木関係建設コンサルタント業務にあっては、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月建設省告示第717号)第2条第1項の登録を受けていない者</p> <p>オ 建築関係コンサルタント業務にあっては、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の登録を受けていない者</p> <p>カ 地質調査業務にあっては、地質調査業者登録規程(昭和52年4月建設省告示第718号)第2条第1項の登録を受けていない者</p> <p>キ 補償コンサルタント業務にあっては、補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月建設省告示第1341号)第2条第1項又は不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項の登録を受けていない者</p> <p>ク 土木関係その他業務のうち環境調査業務及び水質等分析業務にあっては、計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けていない者</p> <p>ケ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者</p> <p>コ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>サ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者</p> <p>シ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者</p> <p>(ア) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>(イ) 暴力団員等(高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)</p>
--	--	---

<p>(ウ) 役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの</p> <p>(エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの</p> <p>(オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの</p> <p>(カ) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの</p> <p>(キ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの</p> <p>(ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの</p> <p>(ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの</p> <p>(コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの</p> <p>(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。</p> <p>ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの</p> <p>イ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合</p> <p>ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合</p> <p>エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合</p> <p>オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行った</p>	<p>ことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合</p> <p>カ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合</p> <p>(3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。</p> <p>2 資格審査の申請の方法 資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 申請書等に使用する言語 申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。</p> <p>4 申請書の変更の届出 申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 営業所の名称又は所在地</p> <p>(2) 商号又は名称</p> <p>(3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項</p> <p>5 資格の取消し 知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。</p> <p>(1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のア及びウからシまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(3) その資格を辞退したとき。</p> <p>6 資格の再審査 次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。</p> <p>(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者</p>	<p>(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者</p> <p>(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続</p> <p>(1) 資格の有効期間 資格者登録名簿に登録された日から令和5年3月31日までとする。</p> <p>(2) 資格の有効期間の更新手続 (1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、令和5年3月中に令和5年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。</p> <p>8 その他 平成18年12月高知県告示第772号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱）、平成19年11月高知県告示第728号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年12月高知県告示第799号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成24年12月高知県告示第763号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）及び平成29年3月高知県告示第165号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）に係る参加資格に関する審査の結果、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されている者又は令和3年3月高知県告示第145号（令和3年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等）に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から令和5年3月31日までとする。</p> <p><b>高知県告示第172号</b> 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 その関係図面は、令和4年3月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和4年3月4日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 道路の種類 県道 2 路線名 志和仁井田 3 道路の区域</p>
---	--	--

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町黒石 字円豆端1090番から 高岡郡四万十町黒石 字石指1096番3まで	前	6.0 }	116 19.2
		A	
	後	6.2 }	155 27.6
		B	
	後	6.2 }	155 27.6

**高知県告示第173号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年3月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛津島
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市橋上町神有字柳瀬山 1117番4から 宿毛市橋上町神有字十代 219番1まで	60	令和4年3月4日

-----  
**公 告**  
-----

高知港港湾計画について軽易な変更をしたので、港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、当該港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和4年3月4日

高知港港湾管理者 高知県

代表者 高知県知事 濱田 省司

- 1 港湾計画の変更に関する事項
  - (1) 公共ふ頭計画

地区名	施設名	延長
三里地区	三里1号岸壁（水深10メートル）	180メートル
	三里1号岸壁（水深8メートル）	60メートル

(2) 危険物取扱施設計画

地区名	施設名	数量
タナスカ地区	ドルフィン（水深5メートル）	3バース
	ドルフィン（水深5.5メートル）	2バース

(3) 水域施設計画

ア 泊地

地区名	水深	面積
三里地区	10メートル	0.4ヘクタール
	11メートル	0.2ヘクタール
	14メートル	1.7ヘクタール
タナスカ地区	5メートル	0.9ヘクタール

イ 航路・泊地

地区名	水深	面積
三里地区	10メートル	0.8ヘクタール
	11メートル	0.1ヘクタール
	12メートル	2.7ヘクタール
	14メートル	64.7ヘクタール

(4) 港湾環境整備施設計画

地区名	施設名	面積
三里地区	三里南緑地	3.6ヘクタール

(5) 土地利用計画

地区名	用途	面積
三里地区	港湾関連用地	18.7ヘクタール
	緑地	10.1ヘクタール

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

(1) 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県土木部港湾・海岸課

(2) 高知市稲荷町11番26号 高知県土木部高知土木事務所

3 変更年月日

令和3年12月7日

-----  
**入 札 公 告**  
-----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年3月4日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

令和3年度ウイルス対策ソフトライセンス 一式

ア ウイルス対策ソフトウェア (McAfee Endpoint Protection VirusScan Enterprise) 6,100ライセンス

イ ウイルス対策ソフトウェア (McAfee Endpoint Protection VirusScan Enterprise (VDI用)) 5,000ライセンス

ウ ウイルス対策ソフトウェア (McAfee Endpoint Protection VirusScan Enterprise) 750ライセンス

エ ウイルス対策ソフト仕様書を満たすソフトウェア 12,000ライセンス

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入物品の借入期間

ア 令和4年5月1日から令和5年3月31日まで

イ 令和4年5月1日から令和5年3月31日まで

ウ 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

エ 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

<p>(4) 借入物品の納入期限 ア 令和4年4月28日 イ 令和4年4月28日 ウ 令和5年3月31日 エ 令和5年3月31日</p> <p>(5) 借入物品の納入場所 入札説明書による。</p> <p>(6) 入札方法 ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の総額を入札書に記載すること。 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。 (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。 (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。 (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等 (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-0870 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館7階</p>	<p>高知県総務部デジタル政策課 電話番号088-823-9773</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 令和4年3月4日（金）から同年4月5日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 令和4年3月4日午前9時から同年4月5日午後5時までの間に高知県総務部デジタル政策課のホームページ（<a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/nyuusatu-jouhou-index.html">https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/nyuusatu-jouhou-index.html</a>）で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 令和4年4月18日（月）午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和4年4月15日（金）正午までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館7階</p> <p>4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品を納入することができることを証明する書類を令和4年4月5日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 (4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者</p>	<p>とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和4年3月24日（木）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。 (9) 関連情報入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。 (10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Nature and quantity of the products to be leased: a McAfee Endpoint Protection VirusScan Enterprise 6,100 licenses b McAfee Endpoint Protection VirusScan Enterprise for VDI 5,000 licenses c McAfee Endpoint Protection VirusScan Enterprise 750 licenses d Antivirus software license software that meets the borrowing contract requirements 12,000 licences (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 5 April 2022 (3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Monday 18 April 2022 (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by noon on Friday 15 April 2022 (5) Contact: Digital Policy Division, Department of General Affairs, Kochi Prefectural Government, 4-1-16 Honmachi, Kochi City, Kochi 780-0870 Japan Tel: 088-823-9773</p>
--	---	--

(6) Others: As in the tender documentation